

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による障害補償年金の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人は、昭和○年○月○日、業務上負傷し、療養の結果、昭和○年○月○日に治癒し、障害補償年金を受給している。
- 2 監督署長は、労災保険法第8条の2第2項各号の厚生労働大臣が定める額を定める告示（平成29年7月25日付け厚生労働省告示第254号（以下「告示第254号」という。））及び労災保険法の規定による年金たる保険給付等に係る給付基礎日額の算定に用いる厚生労働大臣が定める率（以下「スライド率」という。）を定める告示（平成29年7月25日付け厚生労働省告示第256号（以下「告示第256号」という。「告示第254号」及び「告示第256号」を併せて「本件告示」という。））が施行されたことに伴い、請求人に係る平成○年○月分からの障害補償年金の額を変更する旨の処分（以下「本件処分」という。）をした。
- 3 本件は、請求人が本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人  
(略)
- 2 原処分庁

(略)

#### 第4 争 点

監督署長が平成○年○月○日付けで請求人に対してした障害補償年金の支給に関する処分が妥当であると認められるか。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 理 由

##### 1 当審査会の事実認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

- (1) 請求人は、請求人の障害補償年金額が平成○年○月○日以降減額となったことを不服としているものであるが、これは、監督署長が、請求人の障害補償年金の支給に関して、告示第256号により定められたスライド率及び告示第254号により定められた年齢階層別最高限度額に基づき、請求人の年金給付基礎日額を最高限度額○円として算定した結果によるものであり、決定書理由に説示のとおり、監督署長の処分に誤りはない。

平成○年○月○日現在の請求人に適用されるスライド率及び最高限度額は、決定書理由に説示するとおり、○%及び○円である。給付基礎日額○円にスライド率を乗ずると○円となるが、この額は厚生労働大臣が定めた最高限度額を超えていることから、請求人の年金給付基礎日額は、決定書理由に説示するとおり、○円となり、請求人の年金年額は、○円となる。

請求人は、体に歪みが生じ体全体に痛みが出て、内科、整形外科及び精神科に通院し、病院代が月に○～○万円かかること、消費税、物価、公共料金が値上げされる中、障害補償年金の減額により生活が困窮していること等主張している。

長期にわたって給付される障害補償年金については、平成2年に改正された労災保険法により、賃金水準の変動に伴いスライドするとともに、厚生労働大臣が年齢階層ごとに給付基礎日額の最低限度額と最高限度額を定めることとされ、これにより障害補償年金額は変動するものとなっている。

しかしながら、労災保険法第8条の3に基づく障害補償年金額は、請求人の個別事情を考慮して決定するものではなく、また、請求人の個別事情に応じて

行政上の解釈運用によりその内容を変更できるものでもないことから、請求人の主張を認めることはできない。

よって、当審査会としても、本件告示に基づく監督署長の決定に誤りはないと判断する。

- (2) なお、請求人の再審査請求の趣旨が、本件告示の規定自体に不服があり、その改廃を求めるものであるとすれば、それは当審査会のなすべき不服審査の対象外のものであって、審査の限りではない。

### 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。